

6. 障害者に関する基本的施策

各委員の意見	関係資料
<p>おたにいん 【大谷委員】(5(1)再掲)</p> <p>かくけんり ないよう じゅうらいこくないほう めいかく あき</p> <p>5、各権利の内容について、従来国内法において明確になっていないことを明らかにすること</p> <p>さべつ きんし</p> <p>(1) 差別の禁止</p> <p>きほんほう じょう こう さべつ きんし さべつ ていぎ さいばんきはんせい ゆう</p> <p>基本法3条3項は差別の禁止をうたっているが、差別の定義もなく、裁判規範性も有していない。よって、べつじょう もう ごうりてきはいりよ けつじょ ふく さべつ ていぎ めいかく ひつよう さいばんきはんせい ゆう</p> <p>別条を設けて、合理的配慮の欠如も含め差別の定義を明確にする必要がある。なお、裁判規範性を有さべつきんしほう せいいてい ひつようせい べつといけん の</p> <p>する差別禁止法の制定の必要性については、別途意見を述べることとする。</p> <p>きょういく</p> <p>(2) 教育</p> <p>きほんほう じょう きょういく ねんれい のうりょく しょうがい じょうたい おう ほしょう</p> <p>基本法14条は教育について「年齢、能力および障害の状態に応じ」保障するとしている。ま</p> <p>こう しょうがい じどう じどう こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう せつきよくてき すす</p> <p>た3項においては、障害のある児童とない児童との交流及び共同学習を積極的に進めることによ</p> <p>そうごりかい そくしん くに がっこうきょういくほう げんそくぶんりべつがく</p> <p>って、その相互理解を促進しなければならないとしている。このように、わが国の学校教育法は原則分離学</p> <p>けんりじょうやく きょういく ほしょう けっていてき ていしよく</p> <p>となっている。しかし、これは権利条約がインクルーシブ教育を保障していることと決定的に抵触する。この</p> <p>とくべつしえんきょういく けんりじょうやく りねん のつと さいへんせい</p> <p>ことにより特別支援教育は、権利条約の理念に則り再編成されるべきである。</p> <p>けんりじょうやく じょう きょういく ほしょう しょう ひと しょう りゆう いっぱん</p> <p>権利条約24条はインクルーシブ教育を保障し、障がいのある人が障がいを理由として一般</p> <p>きょういくせいど はいじょ じこ す ちいきしゃかい しつ たか むしょう しょう</p> <p>教育制度から排除されないこと、自己の住む地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等</p> <p>きょういくおよ ちゅうとうきょういく こじん ひつよう ごうりてきはいりよ しえん いっぱん</p> <p>教育及び中等教育にアクセスすることができること、個人が必要とする合理的配慮と支援を一般</p> <p>きょういくせいどない ほしょう しゅわ ふく てきせつ げんごなら しゅだん きょういく</p> <p>教育制度内で保障している。また手話を含む適切な言語並びにコミュニケーション手段での教育を</p> <p>ほしょう</p> <p>保障している。</p> <p>じょうこう こくないほう がっこうきょういくほう かんれんほうき げんそくとうごう あらた</p> <p>よって、この条項を国内法とするためには、学校教育法など関連法規を原則統合に改める</p> <p>ひつよう ぜんてい いか ないよう「ようし」 きほんほう きてい ふかけつ</p> <p>必要があるが、その前提として、以下の内容(要旨)を基本法に規定することが不可欠である。</p>	

1しょう ひと しょう りゆう さべつ う きょういく う けんり ゆう

① 障 がいのある人は障 がい理由に差別を受けることなく教 育を受ける権利を有している

2しょう こ じこ す ちいきしゃかい しょう こ わ へだ きょういく う けんり

② 障 がいのある子どもは自己の住む地 域社 会で障 がいのない子どもと分け 隔てられることなく教 育を受ける権利

ゆう ちいき しょうちゅうがっこう がくせき ゆう しゅうがく ほしょう こうこういこう きょういく

を有し、地域の 小 中 学校に学 籍を有し、就 学することを保 障され、これは高 校以 降の教 育

じゅんよう についても 準 用される。

しょう ひと こ こじん ひつよう おう ごうりてきはいりよ しえん ほしょう

③ 障 がいのある人（子ども）は個人の必 要に応じ合理的 配 慮と支 援が保 障される。

4しょう ひと こ とくべつしえんきょういく きぼう ほしょう しょう ひと こ ほごしゃ

④ 障 がいのある人（子ども）は、特 別支 援教 育を希望するときにはそれが保 障され、障 がいのある人（子ども）もしくは保 護者

しょうだく きょうせい

の承 諾なくして強 制されることはない。

もう もう こ きょういく こじん もっと てきせつ げんごなら こみゆにけーしょんしゅだん

⑤ 盲、盲 ろう、ろうの子どもの教 育は、個人にとって 最 も適 切な言 語並 びにコ ミュニケーシ ョン手 段によつて

ほしょう

なされることを保 障する。

ないよう しょう しゃせいさく ちゅうかんほうこく かいかく こうもく とも まな とも そだ きょういく

なおこの 内容は、「障 がい者 政策PT 中 間 報 告」の改 革17 項 目「その6 共に学 び共に育 つ教 育

てんかん かせ

に 転 換 します」とほ ぼ重 なる。

がっこうきょういくせいど だんかい しょう じ しょう じいがい もの げんそくわ

「学 校 教 育 制 度 は、あ ら ゆ る 段 階 に お い て 障 がい 児 が 障 がい 児 以 外 の 者 と 原 則 分 け ら れ ず、イ ン ク ル ー

きょういく とも まなとも きょういく きほん しょう じまた ほごしゃ きぼう

シ ョ 教 育（ 共 に 学 び 共 に 育 つ 教 育 ） と す る こ と を 基 本 と す る と と も に、 障 がい 児 又 は そ の 保 護 者 が 希 望 す る と

とくべつしえんきょういく う ほしょう

きは、特 別 支 援 教 育 を 受 け る こ と を 保 障 す る。

しゅわ てんじまた もじひょうき ようやくひつき など しゅだん しえん きょうざい しせつおよ せつびなど

手 話、点 字 又 は 文 字 表 記（ 要 約 筆 記 ） 等 の コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン 手 段 の 支 援、教 材、施 設 及 び 設 備 等

か きょうしよくいん たいせいせいび しょう じ まな ちいき がっこう ふく きょういくげんば

のバリアフリー化、教 職 員 の 体 制 整 備 等、 障 がい 児 が 学 ぶ 地 域 の 学 校 も 含 む 教 育 現 場 で の

しえんたいせい きょうか はか

支 援 体 制 の 強 化 を 図 る。

ぎむきょういく こうきちゅうとうきょういく ちゅうとうきょういく ぎむきょういくしゅうりょうご おこな

義 務 教 育 の み な ら ず 後 期 中 等 教 育（ 中 等 教 育 の うち 義 務 教 育 終 了 後 に 行 わ れ る も の

およ こうとうきょういくなど きょういくせいど きょういく そうとう しさく すいしん

をいう。）及 び 高 等 教 育 等 の 教 育 制 度 に お い て も、イ ン ク ル ー シ ョ ン 教 育 に 相 当 す る 施 策 を 推 進 す る。」

おほまいいん
【大濱委員】 (再掲)

けんりじょうやく りねん もと しょうがいしゃしさく じっし
○ 権利条約の理念に基づいて障害者施策を実施すべきこと。

おがわいいん
【小川委員】

- 1.
- げんこうきてい こうもく てん こうもく じょうやく きてい こうせい たいとる ふく じょうやく
(1) 現行規定は、17項目にそぐわない点がある。17項目や条約の規定から、構成やタイトルも含め、条約
そ ぜんめんてき かいはい ひつよう たと げんこうきほんほうだい じょう きょういく だい じょう こうよう
に沿った全面的な改廃が必要である。例えば、現行基本法第14条の「教育」、第16条「雇用の
そくしんとう とう じょうやく ぜんめんてき かいせい ひつよう だいさんしょう しょうがい よぼう かんするきほんてき
促進等」等、条約にそった全面的な改正が必要であり、第三章「障害の予防に関する基本的
しさく さくじょ しょうがいよぼう しょうがいしゃ けんりほご しさくすいしん きてい かいせいしんぼう きてい
施策」は削除すべきである。障害予防は、障害者の権利保護と施策推進を規定する改正新法に規定さ
ないよう かんが すべて じょうぶん せいさ ひつよう かんが
れるべき内容ではないと考える。全ての条文を精査する必要があると考える。
こうもく お かんれん こくさいひかく ひく すいじゅん くに しょうがいかんけい
(2) 17項目に於ける「その15」に関連して、国際比較において低い水準にとどまっているわが国の障害関係
よさん かくほ くに じちたい せきむ めいかく
予算を確保するための国や自治体の責務を明確にすること。
じょうやく しょうがいしゃ けんり さだ ていやくこく ぎむ か もとづ けんり かくにん かんてん
2. 条約は障害者の権利を定め、締約国への義務を課している。それに基づいて、権利の確認という観点で
かいせい ひつよう
の改正が必要である。
「しょうがいしゃ かんするきほんてきしさく じょうやく もとづ しんせつ
(障害者に関する基本的施策の) 3から7については、条約に基づいて新設すべきである。

おのうえいいん
【尾上委員】

- しょうがいしゃ かんきほんてきしさく
5. 障害者に関する基本的施策
こべつじつていほう りねんてきこんきょ げんこう だい しょう 「しょうがいしゃ ふくし かん きほんてきしさく
① 個別実定法の理念的根拠となる現行・第2章(障害者の福祉に関する基本的施策)の
かんけいじょうぶん じょうやく かんれんじょうぶん かくほ おこな
関係条文については、条約の関連条文をもとに、「～を確保する」「～を行う」「～しなければならない」
など ぎむきてい きほん
等の義務規定を基本とすべきです。
ちいき じりつせいかつ けんり じつげん しょうがいしゃけんりじょうやくだい じょう めいき
② 地域での自立生活の権利を実現していくために、障害者権利条約第19条に明記されたパーソナル・アシ
ふく しえん う けんり めいき じっしきてい もう
スタント・サービスを含む支援を受ける権利を明記するとともに、パーソナル・アシスタント・サービスの実施規定を設けること

ひつよう
が必 要 です。
かいかく こうもく がっこうきょういくせいど だんかい しょう じ しょう じいがい もの
③「改 革 1 7 項 目」のその6には、「学 校 教 育 制 度 は、あ ら ゆ る 段 階 に お い て 障 が い 児 が 障 が い 児 以 外 の 者
げんそくわ きょういく とも まなとも そだ きょういく きほん しょう じまた
と 原 則 分 け ら れ ず、イ ン ク ル ー シ ブ 教 育（共 に 学 び 共 に 育 つ 教 育）と する こと を 基 本 と する と とも に、 障 が い 児 又 は
ほごしゃ きぼう とくべつしえんきょういく う ほしょう
そ の 保 護 者 が 希 望 す る と き は、 特 別 支 援 教 育 を 受 け る こと を 保 障 」と あり ます。
てん げんこう だい じょう こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう せっきよくてき すす きほんてき
そ の 点 か ら す る と、 現 行 の 第 1 4 条 の 3 で は「 交 流 及 び 共 同 学 習 を 積 極 的 に 進 め る」と、 基 本 的
わ しく ぜんてい じょうやくなら かいかく こうもく めざ きょういく おお
に 分 け ら れ た 仕 組 み が 前 提 に な っ て お り、 条 約 並 び に「 改 革 1 7 項 目」が 目 指 す イ ン ク ル ー シ ブ 教 育 と 大 き く
むじゅん かいかく こうもく きてい い ぐち わ きほんほうしん
矛 盾 し て い ます。「 改 革 1 7 項 目」そ の 6 に そ っ た 規 定 に あ ら た め る と とも に、 ま ず、 入 り 口 か ら 分 け ない こと を 基 本 方 針 と し
がっこうきょういくほうせこうれいだい じょうなど いべつと あつか きてい さくじょ ひつよう
て 学 校 教 育 法 施 行 令 第 5 条 等 で の 異 別 取 り 扱 い 規 定 の 削 除 が 必 要 だ す。

こよう そくしんなど だい じょう こよう そくしん かんしさく しめ
④ 雇 用 の 促 進 等（第 1 6 条）に つ い て は、こ れ ま で の よ う な「 雇 用 の 促 進 に 関 す る 施 策」を 示 す こと に と ど ま る の で は な
じょうやく だい じょう めいき こよう かか じこう かん さべつ きんし くじょうてつづきなど
く、 条 約（第 2 7 条）が 明 記 し て い る、 雇 用 に 係 わ る す べ て の 事 項 に 関 す る 差 別 の 禁 止 と 苦 情 手 続 等 に よ る
けんり ほご かん そち ひつようせい めいき ひつよう
権 利 の 保 護 に 関 す る 措 置 の 必 要 性 の 明 記 が 必 要 だ す。
じょうやく だい じょう ろうどうおよこよう ろうどうしじょうおよ ろうどうかんきょう
条 約 の 第 2 7 条（ 勞 働 及 び 雇 用）は、イ ン ク ル ー シ ブ で、か つ、ア ク セ シ ブ ル な 勞 働 市 場 及 び 勞 働 環 境 に
しょうがい ひと ろうどう けんり ひろみと じゅうらい いっぱんこよう ふくしてきしゅうろう たてわ てき
お い て、 障 害 の あ る 人 の 勞 働 の 権 利 を 広 く 認 め て い ます。従 来 の よ う な 一 般 雇 用 と 福 祉 的 就 勞 の 縦 割 り 的
せいど こんぼん しょうがいは はたら けんり じつげん かんてん みなお もと
な 制 度 を 根 本 か ら あ ら た め、 障 害 者 の 働 く 権 利 の 実 現 と い う 観 点 か ら の 見 直 し が 求 め ら れ ます。

せいじてきおよ こうてきかつどう じょうやく じょう せいじてきおよ こうてきかつどう さんか ふ みずか
⑤ 政 治 的 及 び 公 的 活 動 に つ い て は、 条 約 の 2 9 条（ 政 治 的 及 び 公 的 活 動 へ の 参 加）を 踏 ま え て、 自 ら
せんたく しゅだん ほうほう せいじてきおよ こうてきかつどう こうかてき かんぜん さんか てきせつ そち
選 択 し た 手 段、 方 法 に よ っ て、 政 治 的 及 び 公 的 活 動 に 効 果 的 か つ 完 全 に 参 加 す る こ と が で き る 適 切 な 措 置
かくほ めいき ひつよう
を 確 保 す る こ と の 明 記 が 必 要 だ す。

なんびょう きほんほう じょう こう なんびょうなど きいん しょうがい
⑥ 難 病 に つ い て は、 基 本 法 2 3 条 3 項 に、「 難 病 等 に 起 因 す る 障 害」と され て い る た め、
しんたいしょうがいしゃふくしほう てちょうしょじしゃ げんてい ごかい しょう なんびょうなど きいん
身 体 障 害 者 福 祉 法 の 手 帳 所 持 者 に 限 定 さ れ て い る と い う 誤 解 が 生 じ て お り、「 難 病 等 に 起 因 す る」の
きいん さくじょ しょうがい もと さべつ たよう じつたい あ がんめん いけい
「に 起 因 す る」を 削 除 す べ き だ す。ま た、 障 害 に 基 づ く 差 別 の 多 様 な 実 態 に 合 わ せ て、H I V の キ ャ リ ア、 顔 面 に 異 形

ひとなど しょうがい かこ けいれき しょうがい ほんい ふく じゅうなん たいおう
やアザがある人等にかかわる障害の「みなし」や「過去の経歴」を「障害の範囲」に含める柔軟な対応が求め
ます。

しょうがい よぼう かんきほんてきしさく だい しょう およ だい じょう しょうがい よぼう
⑦「障害の予防に関する基本的施策」(第3章のタイトル及び第23条1と2)の「障害の予防」については、
しょうがい ちりょう しょうがいかん いるこ はんえい こうもく
障害はあってはならず、治療しなければならないものという障害観が色濃く反映されているので、この項目は
きほんてき さくじょ つぎ しゅうせい
基本的に削除し、次のように修正する必要があります。

げんこう しょうがい よぼう かんきほんてきしさく だい しょう さくじょ あら ほけん ほけん
イ. 現行の「障害の予防に関する基本的施策」(第3章)は削除し、新たに「保健サービスへのアクセス」または「保健
りょう もう しゅたいしゃ しょうがいしゃ はんだん せんたく りょう しさく おこな
サービスの利用」を設け、主体者である障害者の判断と選択によってアクセスし利用できる施策を行うことを
めいき ひつよう
明記することが必要です。

ぜんき ふ げんこう じょう かいへん たら じょう つぎ もんごん へんこう ひつよう
ロ. 前記のイ. を踏まえて、現行の23条の3を改変し、新たに23条の1として、次のような文言に変更が必要
です。

くにおよ ちほうこうきょうだんたい しょうがい げんいん なんびょうなど よぼうおよ ちりょう こんなん
「国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、
しょうがい げんいん なんびょうなど ちょうさおよ けんきゅう すいしん なんびょうなど しょうがい
障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等の障害があるため
けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う もの たい しさく こま すいしん
継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう
つと
努めなければならない。」

かいかく こうもく くに しょう しゃ かか よさん しょうがいこく ひかく ひ ひく
⑧「改革17項目」のその15には、「わが国における障がい者に係る予算は、諸外国との比較において、GDP比で低い
しゃかいししゅつ こくみんふたんりつ た おく しゃかいてきちいききばん せいび けいざいてきじりつ そくしん しょう
社会支出と国民負担率となっているため、立ち遅れている社会的地域基盤の整備と経済的自立を促進し、障がい
しゃふくししさく すいしん しさくこうもく たっせいきかんなど さだ そうごうてき ふくしけいかく ざいせいてき すうちもくひょう さだ
者福祉施策を推進するため、施策項目と達成期間等を定めた総合的な福祉計画と財政的な数値目標を定める」
とあります。

しる とお にほん しょうがいしゃふくしよさん せんしんしよこく くら きわ ていすいじゅん ぜんたい よさんきぼ ちい す
ここで記されている通り、日本の障害者福祉予算は先進諸国に比べて極めて低水準で全体の予算規模が小さ過
ふくししさく かね つか い くら ぶん ていど さいてい げんこう
ぎます。福祉施策にお金を使っていないと言われているアメリカと比べても2分の1程度でしかありません。最低でも現行の3～4
ばい しょうがいしゃかんれんよさん ひつよう しょうがいしゃふくししさく かくじゅう ざいげん かくほ かくじゅう きてい もう
倍の障害者関連予算が必要です。障害者福祉施策の拡充のために、財源の確保・拡充を行えるような規定を設
ひつよう
けることが必要です。

しょうがいしゃ ちいき じりつせいかつ けんり じつげん などちいきせいかつ ちいきかくさ
また、障害者の地域での自立生活の権利を実現していくために、ホームヘルプ等 地域生活サービスの地域格差を
かいしょう てきせつ はあく つと ひつよう ざいげん かくほ おこなきてい ひつよう しょうがいしゃ
解消するために、ニーズの適切な把握に努め、必要な財源の確保を行う規定が必要です。そして、障害者の
ちいきせいかつ きばんせいび じゅうてんてき すす きてい せいどか もと
地域生活の基盤整備を重点的に進めるような規定・制度化が求められます。

【川崎委員】

しょうがいしゃ かんする きほんてきしきく せいじさんか しきく せいしんかびょういん にゅういんちゅう ひと おおく どうひょう いけない いわれ ひとり そと で かける
「障害者に関する基本的施策・政治参加の施策」精神科病院に入院中の人の多くは投票に行けないと言われています。一人で外へ出かける
ことができない精神障害者がいます。これらの人に、政治に関する情報を得ることと、投票をするという権利を行使できるよう配慮されるべきです。

【佐藤委員】

(5) しょうがい こ しょうがい じどう しんせつ 障害のある子ども(障害のある児童)(新設)

しょうがい じさく けいし こうもく どりつ もう さい つぎ いけん さんしょう
障害児の施策がともすると軽視されがちであったので、項目を独立して設けるべきである。その際、次の意見を参照してほしい。

しょうがいにゆうようじりょうりょういく おうえきふたん も こ かい いけん
障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会の意見
ねん がつ にち
2010年1月20日

しょうがいしゃ きほんほうかいせい くに ひじゅん じどう けんりじょうやくだい じょう しょうがいじ
障害者基本法改正にあたって、わが国がすでに批准している児童の権利条約第23条(障害児)、および
しょうがいしゃけんりじょうやくだい じょう いっぱんげんそく えいちこう だい じょう しょうがい じどう しゅし はんえい だいにしょう
障害者権利条約第3条(一般原則) h 項、第7条(障害のある児童)の趣旨を反映させるために、「第二章
しょうがいしゃ かん きほんてきしきく しょうがい こ しょうがい じどう じょうこう しんせつ
障害者に関する基本的施策」において、「障害のある子ども(障害のある児童)」の条項を新設すべきである。

しょうがい じどう 障害のある児童 だい じょう しんせつ 第**条(新設)

しょうがい じどう せいめい たい こゆう けんり まも じこ そんげん かくほ じりつ そくしん ちいきしゃかい
障害のある児童は、生命に対する固有の権利を守られ、自己の尊厳を確保し、自立を促進し、かつ地域社会への
せつきよくてき さんか じょちょう じょうけん した はったつ のうりよく そんちょう じゅうぶん にんげん あたい せいかつ
積極的な参加を助長する条件の下で、発達しつつある能力が尊重され、十分かつ人間に値する生活
きょうじゅ けんり ゆう
を享受する権利を有する。

くにおよ ちほうじちたい しょうがい じどう じこ えいきょう およ じこう いけん ひょうめい けんり みと
2 国及び地方自治体は、障害のある児童が自己に影響を及ぼす事項について意見を表明する権利を認め、
しょうがい じどう かん しさく こう じどう さいぜん りえき だいいちじてき こうりょ
障害のある児童に関する施策を講じるにあたって、児童の最善の利益を第一次的に考慮しなければならない。

くにおよ ちほうじちたい じどう きょういく くんれん ほけんさーびす りはびりてーしょんさーびす こよう じゅんびおよ
3 国及び地方自治体は、児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーションサービス、雇用のための準備及び
れくれーしょん きかい じっしつてき りょう およ きょうじゅ しさく こう
レクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるよう、施策を講じなければならない。

(6) とくべつしえんきょういく だい じょう しゅうせい
特別支援教育（第14条・修正）

しょうがいしゃけんりじょうやく ふ きょうか しゅうせい ひつよう さい つぎ いけん さんしょう
障害者権利条約を踏まえた強化・修正が必要とされる。その際、次の意見を参照してほしい。

しょうがいしゃきほんほうかいせい さい きょういく かん いけん
障害者基本法改正に際しての「教育」に関する意見

ぜんこくしょうがいしゃもんだいけんきゅうかい ねん がつ にち
全国障害者問題研究会 2010年1月21日

しょうがいしゃきほんほうかいせい しょうがいしゃけんりじょうやくぜんぶん だい じょう だい じょう だい じょう だい じょう だい じょう
障害者基本法改正にあたっては、障害者権利条約前文、第1条～第5条、第6条～第7条、第23条
だい じょうとう つぎ じえい さい えふ あん さくじょ ついか しゅうせい かせんぶぶん いけん
～第25条等をふまえて、次の J D F 案をもとに削除、追加、修正（下線部分）を意見します。

きょういく
（教育）

だい じょう げんだいじゅうよんじょう
第**条（現第十四条）

しょうがいしゃ しょうがい もと さべつ う きょういく う けんり ゆう きかい ほしょう
障害者は、いかなる障害に基づく差別を受けることなく、教育を受ける権利を有し、その機会を保障される。

くに およ ちほうこうきょうだんたい だんかい いんくるーしぶ しつ たか きょういく じつげん ひつよう しさく こう
2 国及び地方公共団体は、あらゆる段階におけるインクルーシブで質の高い教育を実現するための必要な施策を講
じなければならない。

しょうがいしゃなら ほごしゃ ほんにん ひつよう おう きょういく ないよう ほうほう もと けんり ゆう しゅわ しゅうとく
3 障害者並びにその保護者は、本人の必要に応じた教育の内容・方法などを求める権利を有する。（手話の習得
およ しゃかい げんごてき どういつせい そくしん ふく
及びろう社会の言語的な同一性を促進することを含む）。

くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがい じどう ほんにん せいかつ ちいき しょうがっこう ちゅうがっこう どういつせだい
4 国及び地方公共団体は、障害のある児童が、本人の生活している地域の小学校、中学校で、同一世代
ものともまな ひつよう しえん おこな
の者たちと共に学べるよう必要な支援を行わなければならない。

くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがい じどう つうきゅう しどう きょういく とくべつしえんがっきゅう きょういく
5 国及び地方公共団体は、障害のある児童が、通級による指導における教育、または特別支援学級における教育、
とくべつしえんがっこう きょういく う ひつよう そち こう
または特別支援学校における教育を受けることができるよう必要な措置を講じなければならない。

くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃなら ほごしゃ ほんにん ひつよう おう きょういく ないよう ほうほう もと
6 国及び地方公共団体は、障害者並びにその保護者が、本人の必要に応じた教育の内容・方法などを求め
ることができるよう、発達を最大にするための学習環境の整備その他必要な措置を講じなければならない。

くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ こうとうがっこう だいがく こうとうせんもんがっこうおよ せんしゅうがっこう た きょういくきかん
7 国及び地方公共団体は、障害者が、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他の教育機関
きょういく しょうがいきょういく ふく う ひつよう しえん ごうりてきはいいりよ おこな きょういくきかん ひつよう しえん
において教育（生涯教育を含む）を受けるための必要な支援と合理的配慮を行うとともに、教育機関が必要な支援と
ごうりてきはいいりよ おこな そち こう
合理的配慮を行うための措置を講じなければならない。

くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ きょういく かん ちょうさおよ けんきゅうなら がっこうせつ せいび そくしん
8 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければ
ならない。

しょうがいしゃ きほんてきしきく
4. 障害者に関する基本的施策

- 1) 基本法固有の領域として、権利条約第8条「意識の向上」に関わる規定があると考えます。現行法の「障害者週間」の規定や「障害者基本計画」などの規定がそれに対応するものですが、権利条約第8条は非常に豊富な内容を持っています。基本法には、権利条約第8条の規定を最大限盛り込むべきと考えます。
- 2) 政治参加、司法参加などについては、障害者差別禁止法の守備範囲をどのように考えるかによりますが、権利性とその救済の仕組みを明確にするためには障害者差別禁止法に盛り込む方が適当ではないかと考えます。

【関口委員】

- 1、現行規定と改革17項目との関係についてどう考えるか
せきぐちいけん たいおう けんとう も
関口意見：対応を検討し漏れのないようにすべきである。
- 2、現行規定を権利の確認という観点から見直す必要性の有無
せきぐちいけん あり
関口意見：有
- 3、政治参加の施策を加えるべきかどうか
せいじさんか しさく くわ
- 4、司法参加の施策を加えるべきかどうか
せきぐちいけん ぐたいてき きてい ひつよう かんが
関口意見：3、4.については具体的な規定が必要と考える。
- 5、差別禁止の法制度の確立と施策を加えるべきかどうか
さべつきんし ほうせいど かくりつ しさく くわ
- 6、虐待防止の法制度の確立と施策を加えるべきかどうか
ぎやくたいぼうし ほうせいど かくりつ しさく くわ
せきぐちいけん こべつほう せいてい む りねんじょうこう
関口意見：5、6.については個別法の制定に向けた理念条項でもよい。
- 7、障害児の施策を加えるべきかどうか
しょうがいじ しさく くわ
- 8、難病についての施策を加えるべきかどうか
なんびょう しさく くわ
せきぐちいけん くわ
関口意見：7、8.については加えるべきである。

【竹下委員】

- 4 基本法には、当事者参加の仕組みを規定すべきである。新たな立法、施策の実施などにあたっては、過半数の障害者（または障害者団体）が参加する審議会を経なければならないとする規定が必要である。

【土本委員②】(再掲)

なら さっぽろ ひょうご なかま
 奈良 札幌 こんどは兵 庫でもながいこと、ぎゃくたいをされていた仲間がいたことがわかった。
 ながいことぎゃくたいをうけてもだれにもいえなく、ぎゃくたいをうけつづけてきた。ながいことおどかされてきた。
 ならおおはしせいさくしよ ひと じぶん
 ぎゃくたいをされてもいえなかった、こと、奈良大 橋 製 作 所でもなぐられたこともまわりの人たちにいえなかった。自分たちのことをしつ
 がっこう せんせい
 ている学 校の先 生がききそれでなぐられたことがわかった。
 じぶん
 それまではいえなく自分たちでだまっていたこともあったりして なぐられつづけるといえなくなる。
 ねん ねん じぶん しせつ
 ながいことしらずにいた。15年30年 もほっとかされていた。自分たちはぎゃくたいほっとかされ、せまいところにおしつけられて施設でもいい
 かげんなこともやっている。
 しょくいん にゅうしょしせつ
 いくらやかんの 職 員がふやそうがもとにある 入 所施設そのものがなくし それぞれのこんなをかかえていることをしり、ちいきでも ひ
 ふくし しえん
 つようでできせつな福祉サービス支援があればとおもいます。
 じぶん まえ ひとり にんげん ひと ひとり
 自分たちはしょうがいしゃである 前に1人の人 間としてあつかえといつづけている。まわりの人たちもしょうがいしゃであっても1人の
 にんげん じんけん じぶん
 人 間としてみていくことだとおもいます。ぎゃくたいやけんりしんがい きほんてき人 権をうばわれつづけていきている。自分たちはなんのた
 ひと ぜんこく じぶん
 めに人としていきているのか全 国に、自分たちがしらないところでもぎゃくたいけんりしんがいをうけつづけている。
 じぶん なかま
 自分たちはいつまでなきねいりをしなければならぬのか。もうやだ仲間たちのことをみろといたいです。

ひきまついん
【久松委員】

しょうがいしゃ かん きほんてきしさく
 5. 障 害 者 に 関 する 基 本 的 施 策 に つ い て
 じょうほう りよう か かいかく こうもく うち じょうほう りよう でんたつしえん かんれん
 ①「情 報 の 利 用 に お け る バ リ ア フ リ ー 化」に つ い て は、 改 革 17 項 目 の 内、「情 報 の 利 用 ・ 伝 達 支 援」と 関 連
 じょうほう ほしょう いち じょうき しゅだん
 しているが、「情 報 ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン の 保 障」として位置づけるべきである。上 記 したように、コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段
 しょう しつてきほしょう ふく ひつよう
 の使用だけでなく質 的 保 障 も 含 め て い く 必 要 が あ る。
 2しょうがいしゃきほんほう だい しょう しょうがい よぼう かんきほんしさく さくじよ
 ② 障 害 者 基 本 法 の 第 3 章 「障 害 の 予 防 に 関 する 基 本 施 策」は 削 除 するべきである。
 にゅうようじ じんこうないじそうにゅう よぼう そうきちりよう みずか いしけつてい
 乳 幼 児 からの 人 工 内 耳 挿 入 が「予 防」のた め の「早 期 治 療」に され て は な ら ぬ。自 ら 意 思 決 定 でき ない
 にゅうようじ いっぽうてき ちりよう じんかく むし じんけんもんだい おお もんだい い え
 乳 幼 児 に 一 方 的 に「治 療」す る こ と は 人 格 を 無 視 した 人 権 問 題 であり 大 き な 問 題 が あ る と 言 わ ざ る を 得 な

い。

きょういく ちょうかく しょうがい こ たい しゅわ にほんご りょうほう み せんもんでき
③ 教育については、聴覚に障害のある子どもたちに対しては、手話と日本語の両方を身につけられる専門的
きょういく ば ひつよう ふ ひつよう
な教育の場が必要であることを踏まえる必要がある。

まついいん 【松井委員】

しょうがいしゃ かんするきほんてきしきく 5. 障害者に関する基本的施策

げんこう きほんほう しょうがいしゃ せいじ しほう あくせす しえん そくしん しさく きてい
現行の基本法には、障害者の政治や司法へのアクセスを支援したり、促進するための施策については規定されていないため、それらについての
きてい ついか しょうがいしゃ さべつきんし ぎやくたいぼうし きほんほう もくてき ていぎ きてい
規定を追加すること。また、障害者の差別禁止や虐待防止については基本法の目的や定義で規定するにとどめ、それらに関する具体的な対応は、
べつとせいてい しょうがいしゃさべつきんしほう しょうがいしやぎやくたいぼうしほう ゆだねる
別途制定される障害者差別禁止法や障害者虐待防止法などに委ねることとする。